

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する  
業務停止命令（2ヶ月）及び指示並びに  
同社の代表取締役に対する業務禁止命令（2ヶ月）について

徳島県は、屋根瓦の塗装工事等の役務提供事業を行っている淡路産業株式会社に対し、令和7年12月25日（木）、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり訪問販売に係る業務の停止を命じました。

また、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり違反行為を是正するための措置を指示しました。

併せて、同社の代表取締役である三浦立夫に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり業務の禁止を命じました。

### 1 事業者概要

- (1) 名 称 淡路産業株式会社
- (2) 所 在 地 徳島県徳島市鷹匠町四丁目19番地後藤田ビル201
- (3) 代 表 者 三浦 立夫（76歳）
- (4) 取引形態 訪問販売

### 2 取引の概要

同社は、徳島県内に本店を置き、屋根瓦の塗装工事等の役務提供事業を行っており、消費者宅を訪問し、不備等のある役務提供契約の締結について勧誘し、同契約を締結していたものである。

### 3 違反行為

- (1) 特定商取引法第5条第1項（契約書面記載不備）
- (2) 特定商取引法第6条第2項（重要事項不告知）

#### 4 処分内容

##### (1) 業務停止（法人）

令和7年12月26日（金）から令和9年9月25日（土）までの間、徳島県内において次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること。

##### (2) 指示（法人）

今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、再発防止策を講じ、改善措置について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、徳島県知事まで文書により報告すること。

##### (3) 業務禁止（個人）

令和7年12月26日（金）から令和9年9月25日（土）までの間、同社に対して業務停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

#### 5 業務停止命令、指示及び業務禁止命令の原因となる事実

(1) 同社は、徳島県徳島市鷹匠町四丁目19番地後藤田ビル201に営業所を構え、屋根瓦の塗装工事等の役務提供事業を行っていた。三浦立夫は、同社の代表取締役であり、同社の業務全般を行っていた。

(2) 同社は、消費者宅を訪問し、屋根瓦の塗装工事等に係る役務提供契約の締結について勧誘していることから、同社が行う役務の提供は、特定商取引法に規定する訪問販売に該当するものと認められる。

(3) 同社は、特定商取引法に規定する訪問販売を行うに当たり、消費者に対して、次の（4）から（5）に掲げる行為を行っていることから、特定商取引法の関係規定に違反する行為を行っていたと認められる。

(4) 同社は、令和6年10月、消費者A方において、Aに対し、屋根瓦の塗装工事等に係る役務提供契約の締結に際し、当該役務提供契約の解除に関する事項につき、故意に事実を告げない行為をした。

これは、特定商取引法第6条第2項の規定に違反するものである。

(5) 同社は、令和6年10月、消費者A方において、Aに対し、(4)記載の役務提供契約に関する工事内容の詳細を記載せず、同契約の解除に関する事項の一部等、法令で定める事項が記載されていない不備のある工事請負契約書を交付した。

これは、特定商取引法第5条第1項の規定に違反するものである。